

国連軍の機能

——スエズとコンゴ両国連軍をケース・スタディとして——

荒岡興太郎

序

- 一、スエズ派遣国連緊急軍
- 二、コンゴ派遣国連軍

結語

いわゆる国連軍といふものが国連創設以後いく度か編成され
てきただが、それらを機能によつて分類すると次のようになる。

第一は、国連憲章に規定されている集団安全保障の担い手と
しての国連軍であり、⁽¹⁾ 実際には朝鮮動乱に派遣されたのが、⁽²⁾ 変
則的ではあつたが、これに相当する。

それ故、これ以後は集団安全保障の担い手としての国連軍は、
実際には二度と編成されることはない。

第二は、国連憲章には規定のない全く新しい防止外交の担い
手としての国連軍である。

このような型の国連軍が生まれた政治的背景は、一九五五年
頃から、それまで激烈であつた米、ソ二つの陣営の相互不信が
徐々に薄らいで行き、米、ソの平和共存政策が唱えられ、国連
内でも、米、ソが相互に妥協し協力的な態度を取りはじめたと
いうことによつている。

この型の国連軍は、まずスエズで編成され、続いて、コンゴ、
西イリヤン、キプロスを経て、国連の平和維持機能の中心とさ
められていた。又、指揮権もアメリカ極東司令官であるマッカ
ーサに委ねられていた。しかも、二つの世界に分裂した戦後の
国際情勢の中では、この型の国連軍が、ソ連や中華人民共和国

を相手とすれば、世界大戦に発展する可能性を示した。

このようにして、国連憲章に規定されている集団安全保障の
担い手としての国連軍の限界を世界の人々に印象づけたのであ
った。

れるようになってきた。

以上四つの地域に派遣された国連軍が取扱つた紛争の内容を分析してみると、スエズ問題、西イリアン問題では、当事国の紛争が国際的性格のものであり、それに派遣された国連軍もその真価をかなり發揮できた。ところが、コンゴ問題、キプロス問題では、当事国の紛争が国際的性格のものであり、特に最初のコンゴ問題では、国連軍はその内戦にまきこまれ、スエズ程の成果を上げることは出来ず、ここに国連軍は撤退か積極的に内政干渉を行なうかのジレンマに陥され、窮地に立つたのである。

以上のように、国連軍は、集団安全保障体制の担い手としての国連軍、防止外交の担い手としての国連軍に分類され、さらに、後者は国際的性格をもつた紛争を取扱う国連軍と、国際的性格プラス国内的性格をもつた紛争を取扱う国連軍とに分類される。

前者の国連軍は現在では実用性を持つていない。

それで、この論文では、今日の国連の平和維持機能の役割を果している後者の二つの国連軍の典型として、それぞれスエズ派遣国連緊急軍（U.N.E.F.）とコンゴ派遣国連軍（O.N.U.C.）とを実証的に考察し、問題点をさぐり出して見たいと思う。⁽³⁾

(1) 第二次世界大戦後、世界は安全保障の方法として、集団的保障という方式を採用した。これは危険な対抗的同盟方式と違って、世界のすべての国を結合し、その内一国が他国から不法な攻撃を受けれ

ば、それ以外の国は一致して前者を助け、後者に強制を加える方式である。

この方式はすでに国際連盟が採用したが、違反した場合の制裁手段が、経済的封鎖だけであり、軍事的行動が含まれていなかつたとか、諸国民がこの世界単位の膨大な安全保障機構に十分の理解をもたなかつたとかの理由から、実際効果を上げえなかつた。

そのため、国際連合はこれらの種々の欠点を改め、違反した場合の制裁手段としての軍事的行動にもウエイトを置いたのであるが、機構上の欠陥、すなわち制裁の発動にあたっては安保理事会の五大常任理事国全部の賛成を必要とし、この五大常任理事国が制裁の対象となつてゐる場合でも表決に参加し、反対票を投することによって、結局、決議が成立せず、この集団安全保障の担い手としての国連軍は有効な役割を演ずることが出来なかつた。

(2) この場合は、たま／＼ソ連が安保理事会を欠席しており、西側諸国だけで制裁の発動にあたつた。

(3) この稿作成にあたつては、香西茂教授の国連軍に関する諸論文に負う所大であることをおことわりしたい。

一、スエズ派遣国連緊急軍

一九五六年一〇月、エジプトにおいて、スエズ動乱が始まつた。これは米、英の財政援助によりエジプトはアスワン・ハイダム建設を予定していたのであるが、同年七月にナセル大統領がチトー大統領、ネルー首相とブリオニ島会談を行い、軍事ブロック反対、植民地主義反対、原水爆禁止等を声明したため、この財政援助が米、英から撤回された。そのため、エジプトは

その建設資金をスエズ運河国有化によって得ようとし、運河の国有化を行い、そこからこのスエズ紛争は端を発したのである。⁽¹⁾

この国有化により、最大の運河使用国であり、又、運河の最大の株主である英、仏は大きな衝撃を受けたが、英、仏もすぐには軍事的手段に訴えなかつた。しかし、同年一〇月にハンガリーリー事件が起きると、その事件の六日後にイスラエル軍がエジプトに侵入し、これとほとんど同時に、英、仏軍もエジプトに進駐し、武力攻撃を開始した。

右のようなイスラエル、イギリス、フランスのエジプト領への攻撃に対して、一〇月二九日、アメリカは、このイスラエルの行動がイスラエルとエジプトの休戦協定⁽²⁾に違反したものであるので、エジプトにおけるイスラエルの軍事行動の即時停止を安保理事会に要請した。続いて三〇日、英國国連代表は、英、仏両政府が、エジプトとイスラエルに一二時間の期限つきでスエズ運河から一〇マイルの地点まで彼等の軍隊を撤退するよう要求した、と安保理事会に通知してきた。エジプトは安保理事会で、英、仏の行動が侵略行為であると非難し、アメリカは、イスラエル軍の撤退を求めるとともに、武力の行使に反対するという決議案を提出した。続いて、ソ連も同様の決議案を安保理事会に提出した。

しかし、これら決議案に対しても、英、仏は安保理事会で拒否権を行使したのである。三一日には、英、仏の空軍がエジプトの軍事目標に爆撃を加え始めた、という知らせが国連で受けと

られた。ところが、安保理事会は、英、仏の拒否権でデッド・ロックに乗り上げていたので、「平和のための統合決議」に基づいて、緊急特別総会を召集するよう決定した。

この特別総会で、一一月二日には、次のような米国提出の決議を採択した。

「度重なるパレスТИン休戦協定の違反、イスラエルの侵入、英、仏の軍事行動およびスエズ航行の阻止にかんがみ、(1)即時休戦と同地域における軍事行動の禁止、(2)休戦ライン内への撤兵と休戦協定の完全履行、(3)各国の同地域への軍事品輸送その他本決議の実行を阻止するような行為の禁止、(4)スエズ運河の再開と安全航行保障のための措置、(5)本決議実行のための事務総長による監督および総会、安保理事会への勧告、(6)決議が実行されるまで緊急総会を閉会しないことを要求する」というものだつた。

同決議は直ちに英、仏、イスラエル、エジプトの四国に伝達されたが、英、仏はその受諾を拒否した。しかし、三日には、右の決議を実行に移すための国連緊急軍を四八時間以内に設けるというカナダ案が提出され。英、仏も同日、事務総長あてに国連軍の設立を要求するとともに、それまでの間、英、仏がエジプト、イスラエル間に兵力を派遣することを認めるよう要請した。この結果、四日、カナダ案が採択され、事務総長は同日、国連軍創設計画にとりかかつた。六日、国連軍創設計画を立案した事務総長報告は、創設すべき国連軍の目的を次のように明

記している。

「国連軍の創設によって、当面の紛争における軍事的な力関係に、特に政治的な力関係に影響力を及ぼす意図のないこと」⁽⁴⁾、又、「国連軍は組織の面では軍隊類似の性格をもつが軍事目的をもつた戦闘軍ではない」⁽⁵⁾と。

実際、スエズ国連緊急軍は、停戦の確保と監視という任務だけであり、どの紛争当事国に対しても強制力を加える機能を持つていなかつた。又、この国連軍の構成の面では、安保理事会常任理事国である五大国は排除され、受入国の感情を刺激しないよう、紛争に特別の利害関係をもつと思われる国をさけるようとした。

右のような選択基準で一〇カ国⁽⁶⁾が国連軍参加国として選ばれた。

さらに、指揮権と財政面についても、実質的に一加盟国がその両方を把握していた朝鮮動乱派遣国連軍と違つて、指揮権の面では、国連軍編入後も、参加国部隊は依然として、国家的性格を失なわなかつたし、国連軍司令官も総会が任命し、国連軍に対する具体的指示や命令は、事務総長が自ら行い、七カ国⁽⁷⁾からなる諮問委員会が彼に助言することとなつていた。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

財政面でも、国連軍経費は国連でまかなわれた。

右のようにして結成された国連軍第一陣が一月一五日にエジプトに到着し、それと交替に英、仏、イスラエル三軍は徐々に撤退していった。このようにして、最初の防止外交の担い手

としての国連軍は、スエズ紛争において、停戦の確保と監視という面で輝やかしい成果をおさめたのである。

国連事務総長は、このスエズ国連緊急軍の経験をもとに「国連緊急軍の設立および活動から得た経験の研究摘要」を作成し、将来同じ型の国連軍が必要とされ、設置される際の指針として役立てようとした。

以下が事務総長の「研究摘要」⁽¹⁰⁾のこの論文に関係のある部分の要約である。

(1) この国連軍は関係国の同意なくしては、加盟国の領土内に駐留せしめることはできず、又、加盟国の兵員、器材を使用するには、その国の同意が必要である。

(2) 受入国の一方的な駐留継続の拒否により、国連軍の地位が不安定とならないために、受入国および国連が、国連軍の駐留完了の時期を決定するにあたつては、軍隊の駐留目的を信義誠実に解釈して行うことを、相互に宣言するという形式をとることが望ましい。

(3) 国連軍参加国の中としては、原則として、紛争に対して特殊な利害関係を有する国の軍隊を排除すべきである。

(4) 国連軍の構成を決定する権限は国連にあるが、その決定に際しては、受入国政府の意向を十分に考慮に入れること。

(5) 国連軍の活動は、受入国政府の活動と別個に切り離されること。又、国連軍は、問題の政治的解決を強制するため影響を及ぼしてはならない。

(6) 国連軍兵士は、決して武力行使のイニシアティブをとつてはならない。ただし、武力攻撃をうけた場合には武器で応戦する権利がある。

(7) 国連軍は活動地域内の移動の自由を享有する。

(8) 国連軍の活動は、総会、安保理事会、又は特に委任された権限にもとづき、事務総長の指揮下におかれ、国連軍はこれらの機関に対して直接の責任を負う。

(9) 国連軍構成員は、国連の目的に忠実であり、かつ国連軍活動の國際的性質を失なわせるような行動をつつしまなければならぬ。

(10) 国連軍活動の経費は通常の分担率に従つて加盟国に割当られる。

一九五六年一〇月のスエズ問題の根底には、イスラエルとアラブ諸国との宿命的な対立が横たわっているので、単に武力行使を收拾しても、いつそれが再発するかわからない危険性を内包している。それ故、国連は、イスラエルとアラブ連合の境界のガザ地域とアカバ湾入口のシャルム・エル・シエイクに紛争が終つた後も国連軍を駐在させておいたのである。

一九六七年五月には再びイスラエルとアラブ諸国との間に険悪な空気が漂い、同月一六日に突然アラブ連合は国連軍の撤退を要請してきた。国連軍は国際危機を前にしながらも、その要請を入れて撤退していく。この国連軍の受入国での駐留期間と撤退の時期については、一九五六年一月に国連事務総長と

エジプト政府との間で取り交された「エジプトにおける国連緊急軍の駐留活動の基礎に関する覚え書」⁽¹¹⁾がある。

この覚え書に対する後の事務総長の解釈によれば、国連軍の駐留、活動は、受入国の主権に何らの制限を加えるものではなく、従つて、国連軍の撤退要求も、受入国⁽¹²⁾の主権行為として否定するものではない。ということになる。

右のような解釈に基づいて、国連事務総長はアラブ連合の撤退要請を早急に受け入れたのであろうが、一方的に駐留を拒否した場合には、「国連緊急軍の設立および活動から得た経験の研究摘要」⁽¹³⁾にもあるように、アラブ連合側が信義誠実の原則に違反したと考えられ、又、この度の場合のように、撤退すれば、その後の危険が明白な場合には、撤退要請を受けても、一応、国連軍を現状維持のままにしておき、国連とアラブ連合の双方が交渉することによって、アラブ連合の撤退要請を撤回させるよう努力すべきであつたようと思われる。

そうしなければ、結局、国連軍のような平和維持軍が一番必要な時、受入国の内政上の理由によつて、撤退をよぎなくされ、又、国連軍もその任務の完遂（パレスチナ問題のような場合、任務の完遂の期間はいつはてるとも知れない程長期のものであるが）を見たことにはならないようと思われるからである。

今後、国連軍を、紛争の政治的解決が未だ出来ず、不安定なままの地域に派遣する場合には、駐留期間と撤退の時期（特に撤退の時期については）に関して、明確な規定を挿入しておく

事が特に必要と思われる。

- (1) 斎藤孝「冷戦の歴史」（岩波講座『現代』6）p. 92～p. 73 参照
一九四九年のペレスチナ戦争終結のための休戦協定である。
- (3) 外務省国際連合局政治課編「国際連合第一回総会の事業」P.1
cf. Year Book of The UN 1956 p. 30～p. 31.
- (4), (5) 香西茂「国連軍」（田岡良一先生還暦記念論文集『国際連合の研究』第一巻 p.112～p.113 参照。
- (6) ブラジル、カナダ、ローバビヤ、デンマーク、フィンランド、インド、イングランド、ノルウェー、スエーデン、ユーコスラビアの一〇ヵ国である。
- (7) ブラジル、カナダ、セイロハ、ロロンビア、インド、ノルウェー、パキスタンの七ヵ国である。
- (8) もつとも、一般会計以外の特別会計でまかなわれることになったので、これが後のコングの国連軍経費とともに、国連に財政的危機を招き、一回国連総会を休会同様に至らすような混乱に陥し入れたのである。
- (9) スエズ派遣の国連緊急軍の機能・構成・指揮・財政に関しては前掲香西論文 p.112～p.115 参照。くわしくは cf. D. W. Bowett "United Nations Forces" p. 105～p. 117.
- (10) 前掲香西論文 p. 116～p. 118
- (11) 香西茂「国連軍をめぐる『関係国の同意』の問題——スエズとコンゴの場合——」（法学論叢第六八卷五・六号）P.166 によると、
〔ヒジプト政府は、国連軍の駐留に関して主権を行使するに当つては、ヒジプト政府が国連軍を正式に受諾したという事実にかんがみて、これを信義誠実に行う、(二)国連の側も同様に信義誠実の原則に従つて、国連軍に課せられた任務を解し、任務の完遂を見るまで軍隊を駐留せしめる」とある。

国連軍の機能

11. コンゴ派遣国連軍

コンゴ問題に関しては、この紛争が国際的性格プラス国内的性格のものであるので、コンゴの国内問題についても適宜に述べていくことにする。⁽¹⁾

一九六〇年七月独立の内部条件が十分に成熟していないにもかかわらず独立したコンゴは、困難な問題にぶつかつた。独立直後の七月五日にコンゴ国家保安隊の暴動が起り、それまで絶対権力をもっていたベルギーに対する反発からベルギー人の士官や文民に対する暴行行為が行なわれた。

この結果、ベルギーの軍隊は自国民保護の名目の下に、コンゴ政府の許可なしにコンゴに進入し、次々にコンゴの諸都市を占領した。それに呼応するかのように七月一一日コンゴの一州であるカタンガ州の、コンゴ中央政府からの独立が、カタンガ州大統領チヨンゴによって宣言された。一二日、中央政府のカサヴァ大統領ヒルムンバ首相は、国連事務総長にベルギーの侵略に対抗するため急遽国連が軍事援助を与えるよう要請した。又、彼等はカタンガ州の分離をやめさせるよう国連に要請し、コンゴにおける要塞を維持しようとの考えでもって、その分離を注意深く用意することによって、植民地主義者の陰謀を育成した、とのかどでベルギーを非難するように国連に要請したのである。一三日、国連事務総長は国連憲章第九九条によって安保理事会を招集した。そこで、コンゴに軍事援助を行う権限を国連事務

総長に与えることを求めた。

翌一日の安保理事会は「ベルギー政府に対し、コンゴから軍隊を撤退せしめるよう要請し、事務総長に対し、国連の技術援助を受けたコンゴ政府の努力によって国家安保隊が十分その任務を果し得るようになるまで、コンゴ政府と協議の上、必要な軍事援助をコンゴ政府に提供するため、必要な措置をとる権限を与える旨決定し、事務総長に対し、適宜、安保理事会に報告するようう要請する」⁽³⁾との決議を採択した。この安保理事会からの授権に基づき、国連事務総長はコンゴ派遣国連軍の編成を行なつたのであつた。この国連軍の構成、統轄関係はスエズ

国連軍での経験をもとにして作成された「国連緊急軍の成立および活動から得た経験の研究摘要」⁽⁴⁾の諸原則をそのまま採用しているが、機能の面で、停戦や撤退の確保、監視という純然たる紛争の国際面に限られたスエズの国連軍と、九月初めのベルギー軍の撤退以後、コンゴ国内の活安維持という国内問題を負つたコンゴ国連軍との間には違いがあるので、以下この機能の面について述べてみたい。

モブツのクーデター以来、身辺の危険にさらされたルムンバ首相は国連軍に保護されていたが、一ヶ月にはそこをぬけ出し、自分の政治的立場であり、ギゼンガがルムンバ派の政権を確立しているスタンレーヴィルに、モブツ司令官の軍隊による監視の目をのがれて潜行しようとして、モブツの軍隊に逮捕された。ルムンバはレオポルドヴィルに連れ戻され、監禁されていたが、このレオポルドヴィル周辺にもルムンバ支持勢力がかなり存在することに不安を感じたカサヴブ政権はルムンバを反ルムンバ的勢力の強いチヨンベ政権の支配する南部カタンガの牢獄に一九六一年一月に移してしまった。

もともと国連軍は国内問題不介入の原則をたてまえとしており、コンゴの国連軍も例外ではなかつた。ところが、コンゴにおいては、最初から、チヨンベによるカタンガ州の分離問題があつた。次いで、九月にはカサヴブ大統領がルムンバ首相と五閣僚を独裁的で共産主義的だとして突然解任し、カサヴブ大統領はイレオ首相と新閣僚を任命し、ルムンバ首相の方もただ

二月にはカタンガのチヨンベ政権は監禁中のルムンバとその仲間が逃亡したと発表、続いて、ルムンバ達が逃亡中に彼らに敵意をもつ部族民によって殺害されていることが発見されたと

発表した。しかし、この発表を信用したものはなく、この発表のずっと以前にルムンバはチヨンベ政権によって殺害されたという情報が信じられていた。

右のように混乱しきった事態に直面した国連軍は内政不干渉の原則をゆるめて積極的に内戦防止に乗り出さざるを得なかつたのである。

一九六一年二月のルムンバ首相殺害を契機として安保理事会は二月二一日、「A・(1) 国連がコンゴの内戦を防止するため、停戦の取極、軍事活動の停止、衝突の防止、および必要とあらば武力の行使を含めて、あらゆる適当な措置をとるよう要請し、(2) 国連の指揮下にないすべてのベルギー人および外国人軍事要員および政治顧問を撤退せしめるための措置がとられるよう要請し、(3)すべての国に対し、これらの要員がコンゴへ赴くのを防止する措置をとるよう要請し、(4) ルムンバ等の殺害について公正な調査を行なわれることを決定し、(5) 従来の安保理事会および総会決議を再認識し、B・(1) コンゴ議会の開会および必要な保護措置を要請し、(2) コンゴ軍隊を再組織し、かつ訓練するよう要請し、(3)すべての国に対し、本決議実施のため十分協力するよう要請する」という決議を採択した。

そして、一九六一年八月に無政府状態から新たにアドーラ内閣の中央政府が成立するや、中央政府を支持する態度を示し、一月には、安保理事会は、セイロン、リベリヤ、アラブ連合提案の次のような決議を採択した。

「(a) コンゴ共和国の領土の保全と政治的独立を保持すること、(b) 法と秩序を回復し維持するため、コンゴ中央政府を援助すること、(c) コンゴにおける内乱の発生を阻止すること、(d) すべての外国の軍人、軍属および国連司令部の管轄下に属しない政治顧問、およびすべての傭兵を、即時コンゴから撤退し、引揚げさせること……」⁽⁸⁾

このようにして国連はコンゴ中央政府支持を明確にし、分離したカタンガ州に対して軍事作戦を開始したが、カタンガ州の軍隊は、イギリスやベルギーのあとおしのため、国連軍の力では制圧出来ず、失敗に終つた。国連事務総長はこの事態を收拾しようとして、カタンガ州大統領と会談のため、北ローデシアに飛んだのであるが、その上空で原因不明の飛行機事故のため殉職したのであった。

その後、一九六二年一二月から翌年一月にかけて国連軍はカタンガ州の軍隊を鎮圧し、ここに約二年半ぶりにコンゴは再統一がなつたのである。

しかし、その後も治安の状態が悪く、国連軍は、一九六四年六月まで駐在していたのであるが、財政的理由から引揚げをよぎなくされた。

コンゴ問題において、国連は、初期の段階で、カタンガ分離問題はコンゴの内政の問題である、という立場を取り、カタンガ州に対する軍事作戦をためらつた。このことがカタンガ体制を地固めするに必要な期間を提供し、国連を後々手こずらせる

結果となつたのである。

これは、初期においては国連事務総長ヘマーショルドが、国連憲章やスエズの際の「事務総長研究摘要」をあまりにも忠実に実行し、内政不干渉という範囲を逸脱しないよう努力した国際人であったのに対し、コンゴ中央政府のルムンバ首相は、国連の援助の下に、ベルギー軍をコンゴから追放し、カタンガを中央政府の下に戻すことにあまりに性急な熱烈なナショナリストであったため、二人の間にミゾが出来、話し合のチャンスが失なわれたことに大きな原因があつたのである。⁽⁹⁾

これ以後、コンゴ国内での首相と大統領との分裂、軍部のクーデター、ルムンバの暗殺等が続き、さすがにヘマーショールド国連事務総長もこのような事態に直面して内政不干渉の原則をゆるめ、積極的に内戦防止へと乗り出さざるを得なかつたが、この時はすでにもう手遅れとなつており、カタンガ州は事实上一国を形成していたのである。

それ故、初期の段階でコンゴ中央政府と国連が話し合いをし、国連が有効な措置をとつていれば、その後の混乱も大きくならずにすんだように思われる。

コンゴ問題において、国連軍は重大な試炼に直面した。それはスエズのように、外国軍隊の撤退という問題だけに限定されば、国連軍は有効な機能をはたすのであるが、紛争の国際的な面が解決した後、国内法秩序の維持という面を取扱う場合、しかも、受入国の政府が分裂している場合には、かならず、一

方の例を支援すれば、それが国内法的に合法であるとみなされても、他方の側からは内政干渉との非難をまぬがれない。

それ故、国連軍が国内法秩序の維持を遂行する場合には、絶対に統一的な中央政府が必要なのである。コンゴの場合には、この条件は国連軍の派遣当初は備わっていたのであるから、ベルギー支援が明らかにカタンガ州の分離問題に関しては、中央政府の要請通り、す早く活動すべきであったのである。

いずれにしても、当事国の紛争が内戦的性格のものであり、しかも、その一方が西側に、他方が東側に結びつくというような東西対立の傾向をおびてると、それに派遣した国連軍はいかに対処すべきであるかを今後十分研究しなければならない。

- (1) 以下日本国際問題研究所「国際年報一九六〇」p.244～p.261 参照。
- (2) cf. United Nations "Everyman's United Nations—A Basic History of the Organization 1946 to 1963", p. 143.
- (3) 外務省国際連合局政治課編「国際連合第一五総会の事業」p.38 cf, Year Book of The UN p. 52.
- (4) 前掲 p.19～p.22 参照。
- (5) ベルギーは、コンゴ人に独立当時まで高等教育を与えようとせず、又、コンゴ人の海外留学をも禁止していたため、大学卒業生は数える程しかいなかつた。

- (6) 日本国際問題研究所「国際年報一九六一」p.283 参照。
- (7) 外務省国際連合局政治課編「国際連合第一五総会の事業」p.55～p.56 cf. Year Book of The UN p. 85～p. 91.
- (8) cf. UN Review-December 1961 p. 6～p. 10.
- (9) C・ホスキンズ「コノゴ歴史」(王居哲訳) p.144～p.145 参照。

結語

以上で、防止外交の担い手としての二つの国連軍の機能を考察したのであるが、国連軍の行動にあたっては、特に米、ソという東西の二大強国の協力が絶対に必要である。

一九五六年にスエズで輝やかしい成果を上げ得たのも、米、ソの一一致協力があつたからこそであり、又、一九六〇年のコンゴでの不幸な経験は、当初の米、ソの一一致が、ベルギー撤退後消滅し、米、ソがそれぞれ一方の国内勢力を援助するという結果から生じたのである。

それ故、国連軍創設にあたっては、少くとも、大国特に米、ソの一一致が最低条件となるのである。この一致がない限り、国連軍活動というものが、消極的な警察的活動のみに限定され、

その活動が正義⁽¹⁾であろうとも、その活動を有効に遂行しえないという欠点が生じてくる。

しかし、この一致があれば、消極的な警察的活動であつても、一九五六年のスエズに典型的に示されているように、国際的な

大規模紛争に発展する以前にその紛争を防止するという観点からがめてみると、非常に重要な活動なのである。

右の問題点とすでにこの論文一、二の部分で指摘した問題点、すなわち、国連軍を紛争の政治的解決が未だ出来ず、不安定のままの地域に派遣する場合には、駐留期間と撤退の時期に関して、明確な規定を挿入しておくという事と、紛争当事国に中央政府を欠き、その紛争が内戦的性格をおび、その内戦が東西対立に結びついている場合の対処の仕方に注意を払うという事、の二点に留意すれば、兵器のあまりにもめざましい発達からもはや容易に大規模戦争が遂行出来ない現代、この国連軍による防止外交活動は消極的ながら、世界平和に貢献するであろう。

(1) 正義という概念の内容が米、ソそれぞれによって違つてくるので、

(2) このような地域で発生する紛争が大規模戦争にエスカレートする例は世界史上いくらでもある。

(3) 現代の大規模な原子力戦争は人類の滅亡となる危険があるので、大国の指導者が理性的であるかぎり、このような無謀な戦争は出来にくいのである。